

# 総務委員会会議録

日時 令和2年12月10日(木) 開会時間 午前9時59分  
閉会時間 午後2時33分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男  
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

委員欠席者 副委員長 杉原 清仁

## 説明のため出席した者

公安委員会委員 小俣 二也 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭  
警備部長 窪田 圭一 交通部長 切刀 康友 刑事部長 清水 順治  
生活安全部長 荒居 敏也 会計課長 進藤 明 首席監察官 比留間 一弥  
警察学校長 加々美 誠 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸  
交通部参事官 井上 久 刑事部参事官 瀬戸 良広 理事 吉田 一成  
総務室長 天野 英知 監察課長 堀内 徹 警備第二課長 三浦 昇  
教養課長 姫野 賢司 捜査第二課長 今橋 敦 交通規制課長 内藤 智  
捜査第一課長 大森 勇人 交通指導課長 齋藤 武彦 地域課長 清水 高博  
組織犯罪対策課長 五味 雄二 生活安全捜査課長 小林 英樹  
警務部次長 三井 幹夫 少年・女性安全対策課長 所 紀久男  
厚生課長 山村 和之 通信指令課長 赤池 久人 運転免許課長 和田 弘記

知事政策補佐官 藤巻 美文 知事政策局長 渡邊 和彦  
政策企画グループ政策参事 斉藤 由美 政策調査グループ政策調査監 植村 武彦  
秘書グループ管理監 武井 紀人 広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人  
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学  
県民生活部長 丹澤 尚人  
県民生活部理事(グリーン・ゾーン推進課長事務取扱) 落合 直樹  
県民生活部次長(県民生活総務課長事務取扱) 井上 泰子  
北富士演習場対策課長 伴野 直明 統計調査課長 小林 司  
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一  
スポーツ振興局長 赤岡 重人  
スポーツ振興局次長(オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱) 草間 聖一  
スポーツ振興課長 安藤 明範  
リニア交通局長 三井 孝夫 リニア交通局次長 大野 健  
リニア未来創造・推進課長 石寺 淳一 交通政策課長 藤原 鉄也  
地域創生・人口対策課長 有泉 公彦

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人  
総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩  
総務部次長(人事課長事務取扱) 染谷 光一  
総務部次長(財政課長事務取扱) 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己  
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩

行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡  
情報政策課長 土屋 隆  
防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史  
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹  
会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一  
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲  
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司  
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 下條 勝  
代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易  
監査委員事務局次長 広瀬 ひとみ

議題 （付託案件）

- 第 93 号 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例制定の件  
第 103 号 令和 2 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 4 条地方債の補正  
第 105 号 令和 2 年度山梨県集中管理特別会計補正予算  
第 118 号 当せん金付証券発売の件

- 請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について  
請願第 2 - 3 号 国に対し「消費税率 5 % への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて  
請願第 2 - 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて  
請願第 2 - 5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて  
請願第 2 - 9 号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 9 時 59 分から午前 10 時 9 分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前 10 時 22 分から午前 11 時 41 分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後 1 時 16 分から午後 1 時 55 分まで、途中休憩をはさみ、午後 2 時 30 分から午後 2 時 33 分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第 103 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(自動車の右折マナーについて)

飯島委員 一時期、信号機のない横断歩道での一旦停止の励行率が悪いということで、県警も努力していただいて、これが向上したということが、本会議でも質疑応答があったと思い、とても喜ばしいことだと思います。

一方で、私は運転免許証を取得して40年近くになるんですけど、40年前に教習所の教官から、山梨には右折優先という悪いマナーがあるから承知しておいてくれみたいなことを言われました。実際、免許を取得してハンドルを握ると、これが右折優先かという場面にちよくちよく出会った。最近も、ちょっと危険な場面に出くわしました。信号機のない横断歩道での一旦停止率が上がったということを考えながら、県警では右折優先という悪いマナーを把握していますか。また、現状をどう思いますか。

井上交通部参事官 飯島委員がおっしゃったとおり「山梨ルール」というルール自体は実在しませんが、道路交通法等により定められた方法で通行しなければならないところを、過去に、実在のない右折優先という「山梨ルール」が報道されていたことは承知しております。

現状、県警察といたしましては、いわゆる「山梨ルール」と呼ばれる、特に交差点での右折優先の行為につきましては、交通事故を発生させる危険性の高い運転であるということから、免許更新時の講習等における交通安全教育、また交差点等における街頭監視活動、それから現場における信号無視など重大交通事故に直結する恐れのある交差点関連違反に対する取り締まりなど、交通事故の発生実態に即した対策を推進しており、今後も推進していくこととしております。

飯島委員 どう意識しているかとお伺いしたんですけど、今も取り組みをされていて、今後もやってくれると答えてくれてよかったです。

もう一つ、右折時に鋭角に曲がってくるのが極めて危険です。最近感じたのは、児童が横断歩道を渡っているところを、鋭角にきゅっと曲がってくるから、とんでもなく危険性があるなど。先ほどおっしゃったように、違反として捕まえるのは難しいのかもしれませんが、それをどうにかして「山梨ルール」だ

とか「山梨はしようがない」では済まされないと思うんです。特に観光立県山梨ということもうたっていますし、延期はしましたがオリンピックで来県者も多くなるときに「山梨はマナーが悪い」なんて、これは恥ずかしいことなので、ぜひ今後も取り組んでいただきたい。

どう少なくなったかという基準は目に見えないのかもしれませんが、数字には表せないのかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

きょう、こういう機会に質問させていただいたので、別の機会にどのぐらい効果があったのかということについて、皆さんの仕事ぶりをお尋ねしたいのでよろしくお願ひしたいと思います。

※第 93 号 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例制定の件

質疑

(地域づくり交流センターについて)

水岸委員

交流センター設置及び管理条例について質問させていただきます。

自助・公助・共助の大切さは今さら言うまでもありませんが、人口の減少などによって地域の力が弱まっている今だからこそ、県民やNPO、企業など、多様な主体が連携・協働して地域の活性化に取り組んでいくことが求められております。そこで、地域交流センターは、県民の新たな交流活動拠点として整備し、課題解決や地域活性化につなげるとありますが、具体的にどのような取り組みを進めていくのか、まず伺います。

望月県民安全協働課長 地域づくり交流センターにおきましては、交流と連携の場を提供するため、利用者同士の交流を深めるためのイベントですとかセミナー等を開催してまいります。

また、各種の専門機関と連携する中で、利用者の方々に助言ですとかマッチングをしていくための相談等に対応していく予定でございます。

さらに、社会貢献活動等が持続可能となりますように、地域課題に向けた新たな取り組みとしまして、ビジネス的な手法を取り入れる起業等についても支援してまいりたいと考えてございます。

水岸委員

課題解決の取り組みも長続きしなければその効果は低くなります。そのためには財政的な基盤強化や人材確保は重要であり、ビジネスの手法を取り入れるという視点は的を射ていると考えます。そこで社会的な起業・創業を目指す人をどのように支援していくのか伺います。

望月県民安全協働課長 社会的起業、いわゆるソーシャル・ビジネスとも言われていますけれども、それに関する情報の収集、提供、相談に対応するほか、起業・創業につながるセミナーやワークショップを開催することにより、さまざまな方が集い、みずから地域の課題に取り組む県民やグループの起業、創業を積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

また、こうした起業等に向け活動する方々が交流しまして、みんなでアイデアを出していただく場としまして、先ほども申しましたが、センターの2階にコワーキングスペースを設置し、事業化に向けたマッチングなど必要な支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

水岸委員

都留市内にもコワーキングスペースがあり、都留文化大学の学生や住民の方々が活動しておりますけれども、交流センターのコワーキングスペースはどのような人々の利用を想定しているのか伺います。

望月県民安全協働課長 コワーキングスペースでは、起業・創業を目指す方々が、先輩起業家や起業したいと考えている方々と情報交換しながら、ビジネスプラン等について検討していただくということを想定してございます。

利用者につきましては、主に学生などの若年層の方々、あるいは女性などで、

自分の思いやアイデアを形にしたいとして考えている方々につきまして積極的に利用していただきたいと考えてございます。

水岸委員 新しくできるセンターに若者や女性など多くの県民が集い、自由な発想を形にして地域の活性化が進むことを期待しております。交流センターの整備により、県として今後どのようなことを期待しているのか、最後に伺います。

望月県民安全協働課長 交流センターにおきましては、多くの県民や団体の方々に集っていただき、そして、つながっていただくことにより、地域課題の解決や地域の活性化に向けた新しい活動が生まれるものと期待してございます。

そのため県では、センターが活力ある地域づくりや地域の活性化に資する中核的な拠点となりまして、一人一人が抱く夢や希望がかなえられる施設となるよう、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

飯島委員 人が集って、企業家も支援するという御説明をいただいたので、とてもいい取り組みだと思います。

具体的に2ページの設置及び管理条例の概要図を見ているんですけど、会議室の広さが書いていない。それから、駐車場は何台置けるのか。また、駐車場の利用時間帯、料金、こういうものは実際に使う人が気になるところです。指定管理者の管理によるのかもしれませんが、チラシみたいなものをつくって知らしめないと、使い勝手が悪い。そこをまず教えていただきたいと思います。

望月県民安全協働課長 まず、会議室についてですけれども、1階の会議室につきましては利用定員が36名ということで、面積としましてはおおむね54平米でございます。2階の会議室は第2から第4がございすけれども、第2につきましては定員6名で、おおむね10平米、第3が定員8名で15平米、第4につきましては定員38名で58平米となっております。最後に4階の大会議室につきましては、定員72名で、面積が115平米を考えてございまして、ここは半分に分割可能となっておりますので、半分の場合は定員36名という形となります。

次に、駐車場についてですけれども、駐車場は地下を予定してございまして、台数は、障害者用の駐車スペースを含めまして、現在18台でございます。料金は無料でございます。使用時間につきましては、開館中は使用可能ということでございます。

飯島委員 若者や企業家をターゲットにすると考えられていると思いますが、高齢化の現象の中でバリアフリーとかユニバーサルデザインとか、あとセキュリティーとかはどうでしょうか。

ここは、前の建物がボランティアセンターだったんですけど、そこを利用していた方のうち、今度新しいのができたので行ってみようという方も多いかと思います。

セキュリティー対策を含め、ユニバーサルデザインやバリアフリーといった高齢者対策などは意識してやっている建物なんではないでしょうか。

望月県民安全協働課長 ユニバーサルデザインということでございすけれども、この施設につきましては十分配慮した建物でございます。

セキュリティーということでございすけれども、警備という面につきましては警備委託をしていきます。この時代、新型コロナウイルスの関係もございすので、その対策につきましても、指定管理者を募集するときに十分に講じ、

ガイドラインに沿った運営をするようにということで、また、ガイドラインにのっとった基準の作成を依頼する予定でございます。

飯島委員

立派なものができるので、利用する方が多いことに越したことはない。また、指定管理ということなので、その方と相談の上、権限がある範囲で使い勝手よくできるということも可能だと思いますので、それを配慮して、使いやすいものを目指してやっていただきたいと思います。

あと、サブネームはないんですか。例えば、皆さんあんまり知らないと思いますが、県立図書館は「かいぶらり」というサブネームがあります。文化ホールはネーミングライツがあるのかもしれませんが…。何を言いたいかというと、施設においてネーミングって大事だと思うんです。「地域交流センター」って、目的はわかりますけど、もうちょっと親しみのある、愛称のあるネームというのがあってもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺のお考えはないんですか。

望月県民安全協働課長 今回、整備している工事の工期が来年の3月25日までとなります。来年度になりまして、オープンに向けて備品の購入ですとか手続的なものを始めていきます。

呼称につきましては、一応、来年度に入りましたら愛称という形で募集をしまして、親しみやすいネーミング、そして、それによって皆さんに集っていただけ場所をしたいと考えてございます。

志村委員

幾つかお聞きします。

今もありましたけど、来年3月末に完成して、その後、明年度に備品等を購入していくということで準備が進められていると思います。今回条例を提案されて、あと細かなところは規則でということになると思うんですけど、規則のほうは既に検討がされているという理解でよろしいのでしょうか。

望月県民安全協働課長 規則につきましては、この条例を議会で御議決いただいた後に、条例の施行規則を速やかに制定していく予定でございます。

志村委員

それぞれ料金設定されているわけですが、この料金設定の基準、例えば平米当たり大体どのぐらいで貸し出すという基準があって、こういう設定になっているのか。

それから、午前、午後、夜、全日という分け方も、時間単位で貸すというのも考えられるかと思うんですけども、このように設定した理由の説明をお願いします。

望月県民安全協働課長 料金設定ですが、会議室につきましては、1平米あたり4.6円という単価がございます。おおむね、それで積算をしております。

なお、会議室は県でほかの施設もございませけれども、コワーキングスペースは県のほかの施設はございませんので、その単価を使用することができません。そのため、県内に公の施設としまして、甲州市と道志村にコワーキングスペースが2カ所ございますので、その単価と、全国の公設で確認できるコワーキングスペースの単価を使用しまして、その平均ということで6,800円という金額が出てございます。

なお、時間の区分でございませけれども、他の指定管理施設と同様の区分で設定をしております。なお、時間帯等につきましては、各指定管理者が県と協議したうえで柔軟に設定することができます。実際に指定管理を始めて、そ

れぞれ事情が生じたり、状況が変わったりする場合もございますので、それにつきましては協議して柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

志村委員            コワーキングの利用料金が月6,800円ということになると、非常に利用しやすい単価だと思います。これは、ひと月この金額でお借りして、一旦切るのでしょうか。それとも、継続して、その次の月もというような使用方法が想定されているのでしょうか。そのあたりはどのように考えたらいいですか。

望月県民安全協働課長    コワーキングにつきましては、月単位、日単位ということで設置してございます。月が終了しましたら、また手続きしていただいて、継続という形で申請していただきます。コワーキングを利用する方につきましては、入室する際にカードを使って中に入らせていただくんですけども、継続の方については手続きしていただければ、そのまま翌月も継続して使っていただくということを考えてございます。

志村委員            指定管理者が管理運営することになるんですけども、指定管理者は施設の概要図で言うと、どこに所在することになるのでしょうか。

望月県民安全協働課長    申しわけございません、この補足説明には示してございません。指定管理者につきましては、1階の受付相談カウンターとある、その右側にちょっとスペースがございまして、こちらを事務所として業務を担っていただくと考えてございます。

志村委員            ちょっと細かくて申しわけないんですけど、指定管理者が管理運営するに当たって、駐車スペースは地下の利用者用駐車場にとめるのでしょうか。それとも別の場所を確保していただいて管理運営していただくのでしょうか。

望月県民安全協働課長    先ほどお話ししました18台につきましては、利用者の駐車場でございます。指定管理者が通勤等で使う場合につきましては、こちらの施設には留意してございませんので、近隣の駐車場等に駐車していただくことを考えてございます。

志村委員            入居予定の県ボランティアNPOセンターの職員についても、駐車場は別に確保していただくということになりますよね。それで、県ボランティアNPOセンターに関しては、県が設置して社会福祉協議会に運営していただいているということになると思うんですけども、この場合、利用料は発生しないということよろしいのでしょうか。

望月県民安全協働課長    3階に入居予定の県ボランティアNPOセンターでございましてけれども、平成28年5月から防災新館1階で利用してございます。現在、そこにつきましては県の許可ということで無料となっておりますので、今回につきましても使用料はとらずに無料ということを考えてございます。

飯島委員            聞き漏らしたので1件教えていただきたいと思います。  
今後、会議室の利用規程等をつくるのかもしれませんが、私たちが使いたいときに政治団体ということで断られる場合が多いんです。そういう規程をこれからつくるのか、つくる場合は、その方向の中で政治団体には貸さないとか、そういう決まりがあるのかどうかお伺いしたい。



望月県民安全協働課長 現在、会議室の利用規程等は、まだつくってごさいません。つくる際には、他の施設等も参考にしながら十分に検討してまいりたいと考えてごさいます。

飯島委員 県立図書館などは、そういう規程がないんです。ですから、先ほど、ユニバーサルサービスとかバリアフリーとか申し上げたので、ぜひ会議室も門戸を広げて大勢の方に貸せるようにしていただくことを要望いたします。

白壁委員 いつも思うんだけど、議会を通さなくていいから使用料とかは規則で定めるほうがいい。そうすると、例えば利用頻度によったり、その仮定によっては上げたり下げたりということもできる。ほかの施設が基本にあって、そこと同じ金額というんだけど、ほかのところと統一する必要はないんだよ。

ここはいろいろ問題があって、改善するかしないかといった建物を高度活用してくれることはありがたいんだけど、これをつくったはいいが、つくって安心何とか条例じゃないけど、これをどう使っていくか。例えば、駐車場は地下に18台と言ったけど、もっと活用していくと足りないかもしれないよね。これをつくることによって、どういう人たちがどのくらい集まって、どういう頻度でという目標をつくらなきゃ。もしかすると所管は違うのかもしれないけど、つくるときに計画しなきゃならないと思うよ。そこを聞きたい。

望月県民安全協働課長 今回の整備に当たりまして、国の地方創生施設の整備交付金等を活用してごさいます。その中で整備計画をつくってごさいます。例えば利用者につきましては、来年度オープン予定としてごさいますけれども4,000人ですとか、そこで行われる新たにつくられる事業数が何事業ですとか、そういう計画をつくらせていただいております。

この施設につきましては、地域づくりを目指して、いろんな方々が集い、つながり、そしてつくるということをコンセプトにしてごさいます。まずは、いろんな方々に利用していただくということを考えてごさいまして、その中で、いろんな相談や支援により、つながっていただいて、事業等に結びつけていただくということをコンセプトにして取り組んでいきたいと考えてごさいます。

白壁委員 そのコンセプトはいいんだわ。例えば、1階のところに視覚障害者のための卓球台をおくとか、いろんなこと考えているよね。それはいいんだわ。僕が言っているのは、せっかくこういうのをつくったら、仏をつくって魂入れずじゃ困るということ。だから、こういうものをいかに活用してもらって、マッチングしてスタートアップする人たちに来ていただくのか。さっきもあったけど、女性が起業することは極めて重要なんだけど、どういう頻度で、どのくらいが使うというのを、今4,000人って言ったけど、これが算定基礎になって指定管理が入るんだよね。金額も決めていくんだよ。それをちゃんと明確にして、その目的や目標に対してこれだけクリアしたから、もしくはこれだけ足りないから、じゃあ、こうしていこうということを、これからつくっていかなきゃだめだ。そういった計画もしっかり我々に見せてほしい。

設管条例だからということなんだろうけど、せっかくここまでやるんだったら、そういう計画をちゃんと立てて、ここを目標に、こういうふうにしなごらと。起業が年間4件って、何か少ないような気がするんだけど。県外には、中心地で皆さんが集うようなところに結構あるよね。そういうところにベンチャー的な人たちが集まったりして横の連携をとりながら、貸しスペースの中に貸しデスクがあったり、いろんなことをしながらやってるよね。そういうことを考えながら、こういう計画で、この程度やるなら、こういうスタートアップ起

業をするような人たちを集めるんだというところを、この中でしっかりうたってもらいたい。細かいことは要綱・規則に入れること。条例の中に入れちゃったら変えられないよ。せっかくお金かけるんだから、そういうふうに捉えてほしい。

望月県民安全協働課長 ただいま御指摘をいただいた、目標等に向けた取り組みにつきましては、県のほうでも当然持つてなければなりませんし、それに基づいて指定管理者といろいろ協議して、施設をより充実させていかなければならないと考えてございます。今後そこについて、はっきりした手順等を準備いたしまして、指定管理者と協議してまいりたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 103 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

(ふるさと納税促進対策事業費について)

卯月委員 リの2、ふるさと納税促進対策事業費についてお聞きをしたいと思います。  
コロナ禍にありまして、いわゆるテレワークでありますとか、在宅勤務ということが定着しつつあります。そういった影響もあって、巣ごもり消費とか、巣ごもり需要ということで影響があります。今御説明のあったとおり、ふるさと納税の関心が高まっているということもあり、本年度、本県においても納税額が増加したということでもありますけれども、こういった要因は、どういったことが考えられるのか。また昨年と比べて、どの程度ふえているのかお聞きしたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 本県では、果物、ワイン、ミネラルウォーターなどのブランド力が高いことから、これらの品目を中心に魅力的な返礼品の開拓を行ってまいりました。昨年度末の98品目から、10月末時点でございますが、213品目と115品目増加し、また、返礼品提供事業者につきましても8事業者から19事業者と11事業者ふえたことが寄附額の増加につながったものと考えております。

昨年度の寄附額は2,000万円余でありまして、本年度は、まだ年度の中途ではございますが、10月末時点で1億900万円余の寄附をいただいていることから、昨年度と比べ5.4倍の増加となっております。

卯月委員 年度途中で5.4倍というのはすばらしいことだと思います。皆さんの御努力の成果かなということも感じられます。具体的に、どういった返礼品に人氣があったのか。代表的な返礼品の状況を教えていただきたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 10月末時点のデータからは、シャインマスカットが返礼品を送付した総寄附件数の84%を占めておりまして、5,000件を超える寄附を

いただいたところでございます。そのほか、ミネラルウォーターが3%で180件超、ワインが2.7%で160件超の寄附をいただいたところでございます。

卯月委員

やはりシャインマスカットが断トツ、フルーツ王国山梨、本県らしいという感じがします。ミネラルウォーターもそうですけども。ワインは2.7%、ワイン県ということでもいいことだと思います。きのう、仲田前観光部長がお書きになった本を購入して、冒頭だけ読ませていただきましたけども、こういったこともPRする中で、割合や全体をふやしていただきたいなということも考えます。そういったことも含め、本会議でも出ましたけれども、本県の財源を確保するためにも寄附額をふやしていくことは大変重要であると考えておりますけども、今後どんなふうに取り組んでいくのか、最後にお聞きをしたいと思っております。

有泉地域創生・人口対策課長 県では、本年10月に財源確保対策基本方針を策定したところです。ふるさと納税につきましては、新たな税外収入確保策の創出の観点からクラウドファンディングなど、さまざまな取り組みにより寄附額をふやしていくことが必要とされたところでございます。

このため、クラウドファンディングの活用が進むよう、他自治体の事例を各部署に紹介するとともに、寄附募集のPRにつきましてもSNSを活用した効果的な周知方法などを検討いたしまして、順次実施したいと考えております。

また、魅力的な返礼品の開拓や、返礼品提供事業者の増加に努めるなど、一層の寄附額増加に努めてまいりたいと考えております。

(ボランティア・NPOの活動促進事業費について)

志村委員

県民の2のところでお伺いします。先ほど条例のほうで説明がありました、地域づくり交流センターの指定管理者選定のための補正予算ですけども、指定管理者を募集するに当たって、事業者の提案を求めるようなプロポーザル方式を行うのか、まずその点を確認させていただきます。

望月県民安全協働課長 指定管理者の募集に当たりましては、こちらから大方こういう業務をやってもらいたいというものをお示しし、指定管理者のほうから、自分たちは事業として具体的にこういうことをやりたい、そのための収入はこういうものを充てたいという書類をいただきます。その書類を選定委員会の方にプレゼンしていただいて、それを選定委員会の方が点数をつけて、指定管理者の候補者を決定するという手順でやっていく予定でございます。

志村委員

魅力ある地域づくり交流センターの施設ができて、指定管理者が運営していく中で、Wi-Fi環境や情報通信機器、大判印刷やカラー印刷をする印刷機といったものが必要になってくると思うのですが、これは指定管理者のほうから提案やリクエストをしていただくのでしょうか。

望月県民安全協働課長 Wi-Fiの環境につきましては、県のほうで使うに支障のない環境を用意したいと考えてございまして、現在予算要求をしているところでございます。Wi-Fiを活用して受信をする設備等につきましては、指定管理者のほうで提案なりをしていただいて、プロポーザルでプレゼンをしていただくということを考えてございます。

志村委員

こういう施設には、全国的にあるものも含めてですけど、パソコンとかタブ

レット等の端末が置いてある場合もあつたり、あるいは持ち込みで使えたりします。そんな中で、周辺機器も含めていろんなものがあるので、そこら辺のところはできるだけ柔軟にやっていただいて、かつ、できる限り利用者の方々のリクエストに応えられるような対応をしていただければありがたいと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について**

意見

志村委員 継続中の請願第 1 - 2 号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の採択についての意見であります。この請願の趣旨については、核兵器禁止条約に関することでありまして、国の外交安全保障政策に関連していることですので、地方議会が意見を出すということに関しては十分慎重に行っていかなければならないと考えます。

したがって、現時点ではこの請願については継続審査とすべきだと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第 2 - 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて**

意見

水岸委員 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国に提出することについて意見を述べさせていただきます。

選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方と深く関係しており、国会においても慎重に継続的に検討されていると認識しております。県議会としても、県民の意見を十分に聞き、国会での議論の動向を注視しながら慎重に判断する必要があります。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

飯島委員 採択をお願いしたいと思います。この案件は、安倍首相御本人は辞任したものの、安倍首相側が桜を見る会の前夜祭をめぐり安倍氏に政治資金規正法違反容疑などの告発状が出されている問題で、東京地検特捜部が安倍さんの公設第2秘書から任意事情聴取したという読売新聞の報道が11月23日だと思いますけど、報道され明らかになりました。特捜部は、会場のホテル側に支払われた総額が参加者からの会費徴収額を上回る差額分は安倍氏側が補填したという可能性があると見て、立件の可否をまさに検討しているということでもありますので、本県もしっかりこの現状を見据えて採択する方向でお願いしたいと思います。

卯月委員 桜を見る会につきましては、現在、国会において継続的に審議が行われている状況であると思います。国会は国民の付託を受けた国会議員が審議をする場でありまして、その国会において審議が継続されている状況でありますことから、まずはその質疑の状況、審議の動向を注視すべきものだと考えます。したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

水岸委員 国では困窮する学生に対し、高等教育の就学支援制度を初めとする学生支援緊急給付金など経済的支援制度を用意している状況であります。一方、県内の多くの大学でも困窮する学生に対し、独自の支援策を実施し、また県立大学においても6月補正において授業料減免を独自に実施するための関係予算を計上したところであります。

よって、引き続き国や本県の状況や支援の取り組み状況などを慎重に検討する必要があることから、本請願は継続審査とすることが妥当と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(食品ロスについて)

志村委員

県民生活部にお伺いをします。ことしの8月に食品ロス削減の推進ということで意識調査を実施され、公表されています。食品ロスに関する意識調査の結果は非常に興味深い内容だったかなと思っています。フードバンクという言葉は知られてきていますが、残念ながら3010運動とか食品ロスにかかわるような認識が余り広がっていない、あるいは行動変容につながっていないと感じました。今後、意識調査に基づいて県民の方々の食品ロスに対する行動変容を促していくような取り組みをどんなふうに展開しているのか、今の時点でお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

望月県民安全協働課長 県では、山梨食育推進計画の第3次が今年度をもって終了するものですので第4次の策定ということで、食の安全安心の審議会等に諮って現在策定してございます。

従来から食品ロスの関係につきましては、食育推進計画の中にも織り込まれてございます。今年度策定している第4次につきましても、基本方針の中で食品ロス削減の推進と体制づくりを織り込みまして策定を進めてございます。

今年度は、第3回目の審議会が今月にございまして、そこでの御議論を踏まえまして、1月にパブリックコメントをかけ、3月に策定していく予定でございしますが、なかなか食品ロスというものを認識されていない方、あるいは事業者もございまして、そういう方につきましては、啓発という形で、来年度努めてまいります。具体的には、啓発活動ですとか、今年度も補正予算でフードバンクでの取り組みをさせていただきましたが、フードバンクへの何らかの支援を予定してございます。そういった取り組みを通じて、計画の中に位置づけ、総合的・計画的に食品ロスの削減に向けて進めていきたいと考えてございます。

志村委員

先般、堀内環境副大臣兼内閣府副大臣が、笛吹市にあります境川のクリーンセンターを視察に訪れまして、その際に県管理の一般廃棄物、処分灰、かいのくにエコパークも視察していただきました。ほかのブロックに関しても候補地が一応定まりまして、これから焼却場を新たに整備していくという流れになっていくと理解しています。山梨県は面積が広いですから、市町村が収集業務を行うのに車を走らせて、ごみを収集し、搬入するということになるんですけども、その大前提になっているのは、やっぱり家庭や事業者から出るごみであり、これを減らさないことには収集業務に係るコストというのは減らないわけで、全体のごみが減っていかない。県民の皆さんには、ごみを減らす、食品ロスを減らすことで廃棄物処理に関するコストの低減につながるんだということを含めて、ぜひ行動変容につながる啓発を進めていただきたいと思います。

(八ヶ岳スケートセンターについて)

白壁委員

八ヶ岳スケートセンターの関係で、我々のスケート連盟からも8,000ぐらいの要望書を提出させていただいた。県外にもいると思うけど、県内の方からはスケートセンター維持という要望が極めて強い。現状どのくらいの人たちから署名が集まったのか、その数字があったら教えていただきたいと思っています。

安藤スポーツ振興課長 県民の皆様ほか県外の方々も含めまして、今現在2万4,258名分の御署名をいただいているところでございます。

白壁委員

もうちょっとあるのかと思ったけど、でも2万5,000ってすごいよね。新聞やテレビ、マスメディア等で、いろんな情報が流れていて、前北杜市長

が知事に要望を出したり、ほかの方の関係で知事がコメントを出したりして、「地域が幾つかの拠点的なものをつなげていくということはすばらしいことであって、こういうことだったら何とか考えることもできる」というような話があったんだけど、その後の進捗はどうなんだろう。基本は、ぜひ残してもらいたい。県が経営しているものだから、県が改修をかけて、期間を限定せずに恒久的にやっていただきたいというのが基本なんだけど、現状としてはどうか。要は、進捗というか、どういう方向に向かっているのかお聞きしたいと思います。

安藤スポーツ振興課長 八ヶ岳スケートセンターを含めました周辺地域の振興という点につきましては、非常に重要なことと考えているところでございますが、現状としては具体的な検討までは至っていないという状況でございます。北杜市のほうから存続に向けた御要望があると伺っていますので、今のところ具体的な提案の提出を待っている状況でございます。

白壁委員 北杜市からそういう要望があったということだね。それは北杜市の前の市長さんが「市で買い上げても」なんていう話をしたとかしないとか新聞に出ていたけど、それが合っているかどうかわかんないんだけど、そういったことを相談に来るといって、その相談を待っているのかな。

安藤スポーツ振興課長 今のところ北杜市から具体的な提案というものはございませんが、まずは県と事務レベルで協議をしたいという申し出がございました。

白壁委員 きっと、そうなんだろうね。前の市長さんからは、そういう話があったんだろうけど、今は市だって財源が不十分な中で厳しいんで、そう簡単にそんなことは言えないと思うんだよね。基本的には、改修に1億2,000万円とか1億数千万円かかると言っているけど、1億2,000万円で修繕して、5,000万円の指定管理費を出すよりも、もっと予算をかけて、そこに3億円かけて毎年1億円の利益を上げるぐらいのことを考えていかなきゃだめだ。県が直営でやるのがまず基本スタイルだと思うんだよね。だから、一旦そこでイニシャルコストはかかるけど、例えば、3億円だか300億円とかわかんないけれど、それよりもお金がかかるにしてもかけて、なおかつ収益を上げて、今度それを期間で区切っていくと。そっちのほう有利だねという方向に、ぜひ県で考えてもらいたい。事務レベルということなんだけど、基本スタイルをしっかり決めておいて、事務レベルの協議が始まるのが一番望ましい形だと思う。

局長から一言。

赤岡スポーツ振興局長 ただいま委員から、3億円かけて、さらにその投資の回収というような御示唆もいただきました。ただ、この件につきましては、利用者の状況も鑑みまして、平成15年ぐらいから北杜市と、当時は小淵沢町でしたが、その地元といろいろ運営のあり方について話を進めてきたものでございます。今般、県が現状のスキームではもう存続は不可能だといったことを表明いたしまして、それに対して今、市の体制は変わりましたが、市のほうから、まずは事務的な話を進めたいというようなことがございます。まずは市の意向も踏まえながら、北杜市にとっても、スピードスケートの競技関係者にとっても、そして県民の皆さん全体にとってもいい形というものを、この協議を踏まえ、関係者等の声も聞きながら知恵を絞ってまいりたいと思います。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 103 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 105 号 令和2年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 118 号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

意見

志村委員 継続中の請願第2-3号、国に対し消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求めることについて、継続とする立場から意見をいたします。

消費税に関しては、日本の将来のために少子化対策や社会保障の充実を図っていくという点から、全国民に広く薄く負担をしていただくという観点が必要であると考えております。



一方で、逆進性となる消費税に対する問題も指摘をされていることから、これについては引き続き慎重に検討していくことが重要であると考えます。  
したがって本請願については、継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(職員の健康管理について)

藤本委員 職員の皆さんの健康管理について伺います。先日、知事が体調を崩され公務を変更する自体が発生しました。このことに対して、知事は「今後危機管理を高めます。自分がこの状態、つまりコロナを克服し何とかしなければならぬと考えていました」と述べていました。思いはすばらしいですし、とてもよくわかります。公のために汗を流しておられる全ての方々は同じ気持ちにあると考えます。しかしながら、私は、知事だけではなく、副知事、部長、課長を初め、職員の皆さんのかえは効かないと思います。県民に公正公平なサービスを安定して提供していくためには、かわりとなるものはいないと思いますので、県庁職員の健康管理に特に取り組んでほしいと伝えました。そのとき市川総務部長も同席されており、以上のやりとりがありましたので、順次お伺いします。

初めに、県庁職員に対して、健康教育を浸透し、継続した県民へのサービスを提供するためにできるだけ長期にわたり健康を実現しながら業務を行っていただくための行政運営、いわゆる健康行政の考え方を庁内で共有し前進していくことは大事だと考えます。そこで、現在、実施している県庁職員の健康管理の取り組み内容について、どのような事業が行われているのか、実態をお伺いします。

柴田職員厚生課長 健康管理といたしましては、定期健康診断や人間ドックなどの健康診断、ストレスチェックを初め、メンタルヘルス研修などの健康教育や、衛生管理医や外部の専門家等によります健康相談などの事業を実施してございます。

藤本委員 職員の皆さんが行っておられる健康管理についてはよくわかりました。  
次に、本年度の取り組みの実施状況と、取り組む中で見えてきた課題、さらに、この課題を解決するための対策の実態についてお伺いします。

柴田職員厚生課長 健康管理事業の中で最も重要なものとして健康診断がございまして、健康診断の実施状況につきまして御説明をいたします。

今年度の健康診断は現在実施中のため、数値につきましては前年度のものをういて御説明いたします。前年度の定期健康診断及び人間ドックの合計の受診率は96.3%であり、この受診率は年々上昇してございます。しかしながら、受診率が100%に達していないことが課題となっております。その対策といたしまして、定期健康診断につきましては、毎年1月に未受診者を対象とした再度の検診の機会を設け、未受診者がいる所属におきましては、所属長から受診を促す仕組みとするなど受診率の向上に努めているところです。

また、今年度の定期健康診断におきましては、受付などで密集となること

想定されたため、受診のための整理券を配付し、密集とならないよう工夫をするなど感染防止対策にも努めております。

藤本委員

96. 3%の健康診断が実施され、100%を目指していかれるということですので、ぜひ少しでも短時間のうちに目標を達成できるように望みます。

次に、現在コロナ禍ということもありまして、このコロナ関連の健康管理の実態について伺います。コロナとのつき合いは、年度当初は年度内で何とかなるんじゃないかという雰囲気でしたが、年度をまたいで長引くと思います。そこで、現在この感染症の対応に当たっている職員に対して、どのような支援が行われているのか伺います。

柴田職員厚生課長 新型コロナウイルス感染症への対応のため、長時間労働を重ねている職員を対象とする健康相談事業を今年度実施しております。具体的に申しますと、厚生労働省が作成しました疲労蓄積度チェックシートを用いまして、職員が自己チェックを行い、心身の不調が懸念されるなどの判定が出た職員に対しましては、保健師や衛生管理医が個別面接を行いまして専門的な見地から指導を行っております。さらに、個別面接を通じて得られた課題に対しまして、衛生管理医から所属に対しまして提言を行うなど、職場環境の改善にも役立てていただいております。

また、個別面接に至らない場合でありまして、外部の精神科医等によるカウンセリング相談やストレス相談などの情報提供を行いまして、随時相談ができる体制を整えてございます。

藤本委員

感染症の対応に当たられている職員の皆さんへの健康相談が行われているということで、少し安心しました。

さらに伺いたいと思いますが、この新型コロナ関連で従事されている方の健康相談の進捗状況について伺いたいと思います。既に本県には、保健師や産業医など職員の健康を管理する専門家がおられます。この新型コロナへの対応に当たっている職員に対する衛生管理医また保健師との面接の実績についてお聞かせください。

それとあわせて、県内において感染の拡大がここまで進んだ中で、今後この相談事業をどのように活用していくのか伺います。

柴田職員厚生課長 新型コロナウイルス感染症への対応のため長時間労働を重ねております知事政策局及び福祉保健部の職員約260名を対象といたしまして健康相談事業を実施しております。先ほど申し上げました疲労蓄積度チェックシートを用いた自己チェックの結果、仕事における負担度が非常に高いと判定された職員及び、月に100時間以上の長時間勤務を行った職員、合わせて40名に対しまして衛生管理医や保健師が個別面接を行いました。

また、過重労働が続いている職員に対しましては、個別面接あるいは電話、メール等を用いまして継続して支援を行うなど、健康障害の予防に努めているところでございます。

もう一つ、この相談事業を今後どのように活用されていくかということにつきましてもお答えいたします。現在、富士・東部保健福祉事務所管内におきましてクラスターの発生に伴う対応により職員は過重な勤務となっております。今後も管内においてクラスターが発生した保健所を初め、対応に当たる関係所属は過重勤務になることが想定されます。当事業を活用いたしまして健康障害の予防に努めてまいりたいと思っております。

藤本委員 ぜひ今後多くの職員の皆さんが相談事業をできるよう努めてもらいたいと念じます。

次に、心身のことで少しでも相談したいと考える職員への相談体制は、現在どのようなになっているのか伺います。

柴田職員厚生課長 相談体制につきましては、日ごろから職員厚生課の保健師及び衛生管理医により健康相談を行っております。また、相談内容の秘匿性を考慮しての外部の精神科医や公認心理士によるカウンセリング相談やストレス相談も実施しております。御活用いただいているところでございます。

藤本委員 さまざまな支援を、相談体制の個別、またプライバシー等に配慮した形での相談体制がとられているということですが、総合計画の理念にもあります、豊かさを実感できる山梨を実現するためには、どうしても県庁職員の皆さんの働き方、また継続して健康で働いていただくための機会というのが、やっぱり担保されていなければならないと思います。これまでもそうですが、このような感染症社会においてはなおさらです。せめて日本中で「山梨県ほど職員の健康に取り組んでいるところはない」と言われるくらい、今後、職員の健康な働き方に取り組んでほしいと思います。

そして、職員の皆さん方の精神的な疲労やストレス、苦しみや悩みなどを減らし、少しでも和らげることができるようメンタルヘルス事業、また先ほど教えていただきました健康相談の強化を望みます。

それともう一つ、十分な睡眠を担保すること、よい食事をとること、適度な運動ができることなど、これら当たり前の、寝る、食べる、運動することができますよう、部局を越えて連携し進めてもらいたいと思います。最後に御所見について答弁を求めまして終わります。

柴田職員厚生課長 コロナ禍にありましても県庁職員が県民の皆様のための業務を継続していきますよう、引き続き職員の健康管理に努めてまいりたいと思っております。

(県有資産について)

志村委員 和解の件の議案については、調査特別委員会のほうでとなっていますので、一般的な県有資産のことで一般論として伺います。

まず、国有資産等所在市町村交付金法で交付することになっている交付金については、交付先の市町村から意見を伺うということが法律に書かれていますけれども、これまでに交付金に対して県内の市町村から御意見等があったという事例があるんでしょうか。

丸山財産管理課長 市町村からの意見の関係につきましては、毎年11月末までに手続をとるよう法律上なっております。例年11月末までに各市町村からの意見をいただきまして、調整の上、翌年度の交付に努めているところでございます。

志村委員 その意見というのは、具体的にどういった事例なのか、挙げていただける事例があれば、どういう内容なのか例示していただけたらと思います。

丸山財産管理課長 具体的に対象となる財産は、県営住宅、県の職員住宅、それから普通財産の貸し付けというところが所在市町村等交付金の対象となっておりますが、これらの財産につきましては、それぞれの付すべき金額についての標準額等を各市町村と確認をしまして交付をさせていただいているところでございます。

志村委員　　これは県有資産ですので固定資産税にかわるものという理解なんですけれども、その交付金を請求する市町村が県に交付請求するに際しては、県に県有資産の台帳が備えられていて、この評価額に相当するような記述もあるんだろうと思います。そういったものは市町村に対しても説明なり提示なりする形で、このやりとりが行われているという理解でよろしいんですか。

丸山財産管理課長　委員からお話をいただきましたとおり、土地・建物につきましての具体的な金額を市町村に提示し、それぞれに調整をさせていただきまして交付に臨んでいるところでございます。

志村委員　　これも一般論で御理解していただければと思いますけれども、固定資産税の評価額というのは現況で評価されるのが通例であると、私も認識しています。仮に、そういう考え方で今の県有資産の評価額に違いが出てくるということになれば、当然その交付金の額も見直していかなければならないと考えてよろしいのでしょうか。

丸山財産管理課長　現在、土地・建物それぞれで公有財産台帳を整えさせていただいております。そちらの台帳価格に基づきまして、まずは交付金を取り扱います。土地につきましては、その評価額というところも参考に、固定資産の評価がえに伴う評価額も参考にさせていただきながら交付金額を調整させていただいております。そういった処理を引き続きさせていただきたいと思っております。

志村委員　　もう一つだけお聞きします。現在、貸し付けている例えば県有地が、その資産の評価額が、実際には地方自治法237条2項による適正な対価でないということが判断された場合、借地法とか借地借家法とかに基づいて継続している貸し付けについては、これは違法あるいは無効になるというふうに…。

猪股委員長　　志村委員。  
県有地の貸し付けに関する事項は、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会の付議事件であります。そこまで踏まれると所管外になってしまいますので、質疑を行わないよう、よろしくをお願いします。

志村委員　　要するに、特別委員会で扱っている県有林は別にして、県有資産というのは電気事業とか農業とか住宅もそうですけどいろいろあって、そういういろんな分野に活用されており、それぞれ固定資産税の評価に基づくようなものは交付金として交付されている。そんな中で、評価額が変わることが適正かどうかという判断をしていかないといけないと思うので、それが適正でなかった場合は、やはりこれを見直さなければならないのかということをお聞きしたい。考え方として、そこだけ確認したいんですけれども、ちょっと難しいですか。

小澤資産活用室長　県有林以外の普通財産の貸し付けの状況についてですが、詳細につきましては、ただいま精査しているところでございます。恩賜県有林との違いということだけ御説明をさせていただきますと、我々のほうで所管しております普通財産は、基本的には行政財産として用途廃止後に貸し付けを行っているものがほとんどでございます。そうなりますと、県有林のように、もともと山林の状態で評価した金額を台帳価格としている場合と違いまして、物がもともと建っていた場所を、その評価で貸し付けているものと認識しておりますので、その部分が県有林とは状況が違うと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を1月29日に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
- ・本委員会が11月4日に実施した閉会中継続審査案件に係る県内調査及び意見交換については、その報告を議長あてに提出した。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦